第七十四条　［１・２　略］

３　第一項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、別記第一号及び第二号の様式により、日本産業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

（地役権図面の作成方式）

第八十条　［略］

２　書面申請において提出する地役権図面（電磁的記録に記録して提出するものを除く。）は、別記第三号様式により、日本産業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

○法務省令第二十四号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条第二項、第二十五条、第二十六条第一項、第六十一条の九の三第四項及び第六十九条の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月一日

法務大臣　山下　貴司

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（資格外活動の許可） **第十九条**　［１・２　略］ ３　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。 一　第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関、研修若しくは教育を受けている機関又は当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体その他これらに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。） 二　第一項に規定する外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行うとして特定技能の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、特定技能所属機関の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの 三　第一項に規定する外国人が本邦にある外国人の扶養を受ける日常的な活動を行うとして家族滞在の在留資格をもつて在留する者又は同活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者である場合にあつては、受入れ機関等の職員又は当該者を扶養する外国人が経営している機関若しくは雇用されている機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの 四　公益法人の職員で地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの 五　［略］ 六　［略］ ［４～６　略］	（資格外活動の許可） **第十九条**　［１・２　同上］ ３　第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局長において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者であつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。 一　第一項に規定する外国人が経営している機関、雇用されている機関、研修若しくは教育を受けている機関若しくは当該外国人が行う技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）を修得する活動の監理を行う団体その他これらに準ずるものとして出入国在留管理庁長官が告示をもつて定める機関の職員（以下「受入れ機関等の職員」という。）、公益法人の職員又は登録支援機関の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの ［号を加える。］ ［号を加える。］ 二　［同上］ 三　［同上］ ［４～６　同上］

第七十四条　［１・２　同上］

３　第一項の土地所在図、地積測量図、建物図面及び各階平面図は、別記第一号及び第二号の様式により、日本工業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。

（地役権図面の作成方式）

第八十条　［同上］

２　書面申請において提出する地役権図面（電磁的記録に記録して提出するものを除く。）は、別記第三号様式により、日本工業規格Ｂ列四番の丈夫な用紙を用いて作成しなければならない。